

周防国徳山藩改易騒動の研究

—江村彦之進校編「徳山藩改易騒動集大成」を中心に—

吉 永 昭

この論文では、これまですすめてきた個別御家騒動研究の一環として、周防国徳山藩4万5000石、藩主毛利元次治政下で正徳5年(1715)に起こった徳山藩改易騒動について考察する。この騒動については残された史料が極めて乏しく、ここでは主に騒動記を中心に、本支対立の原因や騒動の内容、その経緯や性格などについて検討を試みることにしたい。

[キーワード：御家騒動・徳山騒動・徳山藩]

[1] はじめに

江戸時代における御家騒動には、さまざまな形態がみられる。今回は本藩と支藩との対立・抗争が、支藩の改易騒動にまで発展した例として周防国徳山藩の場合について検討を試みたいと思う。

いうまでもなく江戸時代には、将軍徳川家をはじめとして多くの大名たちが、その地位の存続を願って分家を創設し、もし本家に後継者が生まれなるときには、分家から入って本家を相続させることにしていた。また、分家を創設することによって領国支配の強化と一族の結束とを期待し、非常事態にも備えることにした。たとえば、家康は第9子義直を祖とする尾張家、第10子頼宣を祖とする紀伊家、第11子頼房を祖とする水戸家のいわゆる御三家を創設し、これら嫡流はいずれも徳川を名乗り、幕政を補佐するとともに、もし本家に嗣子のないときにはその当主または一族が養子となって将軍職を継ぐことになっていた。紀伊家から入って8代将軍になった吉宗の例はあまりにも有名である。また、諸大名にあってもその分家の果たした役割は同じであった。しかし、本家と分家との関係が常に友好的で一族の結束を指向するとは限らない。たとえば、徳川家にあっても8代将軍吉宗と尾張7代藩主宗春との政治理念の対立が、宗春の蟄居にまで発展した例はその間の事情を示すものとして興味深いものがある。また、そうした対立は大名家の場合も同じであったと考えられる。

ところで、改易といえば、将軍が諸大名に対して、また、藩主が家臣らに対して実施した処罰のひとつである。その身分を剥奪し、家禄を没収するという意味では厳罰であるが、切腹よりは軽く、蟄居よりは重いと一般には考えられている。特に大名が将軍から改易を命ぜられれば、本人はもちろんのこと、多くの家臣たちもその家禄を没収されて浪人にならざるを得ず、改易による影響ははかりしれないものがある。慶長5年の関ヶ原の戦いで西軍に応じた諸大名たちの殆どが改易に処せられ、かれらから没収された所領が家康譜代の家臣らに与えられ、それによって徳川政権の軍事的基盤がより強化されたことは周知の事実である。こうした権力強

化のための改易とともに、江戸初期には、末期養子の制度が認められていなかったために、また、新しく制定された武家諸法度に違反したなど、さまざまな理由によって多くの大名が改易されている。他方、諸大名もまた藩主のもとへの権力の集中を目指し、そのために有力家臣らが改易されているが、しかし、ともにその例は幕藩体制の構築が完成した江戸初期から中期にかけてが多く、18世紀以降になると、改易や減封の例は減少している。

そこでもしこの改易によって御家騒動が起これるとすれば、まずは改易を断行する権力内部でそれを肯定・推進する一派とそれに反対する一派との意見が対立し、その激化が騒動にまで発展する場合が考えられる。現実の政治がいわゆる執政の地位についての人物またはそれに連なる一派によって、その政治理念やそれを具体化した政策によって担われると考えれば、それに批判的または非協力的な人物は排除の対象にならざるを得ず、執行部にとっては家臣の処遇如何は何時の時代にあっても政権の存立に直接かかわる重大事であった。しかし、政策論争は別にして、直接、改易の如何をめぐっての意見の対立が騒動にまで発展した例は現在のところみられない。

他方、改易される家臣またはその勢力が改易に強く反対し、両者の対立が騒動にまで発展した場合が考えられる。こうした例は幕府による大名に対する改易処分にはみられず、大名が重臣らを改易した場合、かれらが武装して反抗するといった事実は江戸初期にはいくつかその例をみることが出来る。既に前稿で検討を試みた米子藩中村騒動や人吉藩相良清兵衛騒動にもその例をみることが出来るが、しかし、その多くは公儀の評定に持ち込まれている。⁽¹⁾

今回、ここで考察の対象にした徳山藩における改易騒動は、本藩萩と支藩徳山藩4万5000石との対立・抗争が激化し、萩が徳山藩3代藩主毛利元次（もとつぐ）を幕閣へ訴えた結果、正徳6年4月（6月に享保元）、徳山藩が公儀によって改易に処せられたという騒動である。また、改易を命ぜられれば、藩主も家臣たちもその身分を剥奪され、家禄を没収されて浪人を余儀なくされ、それで事態は收拾されるわけであるが、旧家臣らの一部が本藩の圧力を排して藩再興運動をすすめ、その熱意と努力とがついに幕閣を動かし、享保4年5月、藩の再興が認められるといった展開をたどった騒動である。その意味では、他にその例がみられない騒動であったと考えられる。騒動の直接の原因は、本藩と支藩との対立であり、それに幕閣の動向が関係し、複雑な構図を持つ騒動だけに、この騒動の歴史的な位置づけについては難しい問題が多い。

同時に、この本藩と支藩との対立は、また、支藩の改易と再興とは、地元徳山では、古くから注目されて現在に至っている。特にこの騒動、なかでも藩再興運動は高く評価され、研究の対象にもされている。⁽²⁾さらに、この再興運動の事実を後世に長く伝えるために、騒動についてのいわゆる実録ものや、騒動記が多く書かれ、現在残されている。もちろん、その多くは徳山藩の立場、再興運動及びそれに参加した人々を肯定する立場で書かれたものが多いとしても、現在、改めてその過程を検証してみることは、この騒動が幕閣をも巻き込んでいるといった意味でも、研究の持つ意味は大きいものがあると考えられる。

以下、残されたさまざまな騒動記を集大成した江村彦之進校編「徳山藩改易騒動集大成」（安政2年）を基に⁽³⁾、それ以外の関係文献も利用して騒動の実像に迫ってみたいと思う。

〔Ⅱ〕騒動の発端と改易について

1) 歴史的背景

小稿で考察の対象とする周防国徳山藩は、既に指摘したように、萩（長州）藩36万9000石余の支藩である。

本藩の藩主である毛利氏は、戦国時代には毛利元就の活躍で広くその名を知られ、かれの孫にあたる毛利輝元は、豊臣政権下で安芸・周防・長門・石見・出雲・備後・隠岐の7か国及び伯耆国3郡と備中国内で計112万石余を与えられた有力大名であった。慶長2年には5大老に任ぜられ、遺児秀頼を補佐する立場にあった。慶長5年の天下分け目の関ヶ原の合戦では、輝元自身は大阪西の丸にあって動かなかったが、西軍に参加し、その総帥とみなされたために大きく減封され、周防・長門両国に移封された。輝元は城下を萩に定め、その子秀就に家督を譲り、かれが初代藩主となってここに萩藩が成立することになった。また、輝元は元就の子吉川（きっかわ）元春の後を継ぐその子吉川広家に玖珂（くが）郡で3万石、同じく元就の子である穂田元清の後を継いだその子毛利秀元に3万6000石余りを分知した。広家は岩国、秀元は長府にそれぞれ居館を設け、ここに岩国領（明治元年に岩国藩）と長府藩（現下関 明治になって豊浦藩）とが成立することになった。

その後、輝元は元和3年4月に次男の就隆（なりたか）に、都濃（つの）郡を中心に3万石を分知した。かれは最初下松（くだまつ）に居館を構えたが、慶安3年に野上村、現在の徳山に移り、ここに小稿で考察の対象とする徳山藩が成立することになったのである。ついで就隆は寛永10年には幕府に正式に分知を願い、翌年3月にはそれが認められて諸侯の列に加えられ、将軍と直接主従関係を結ぶことになった（ただし城主格は認められず、それが実現したのは天保7年）。また、曲折の末に石高4万5000石が決まった。

なお、承応2年には長府藩から分知して清末藩1万石が成立し、萩藩における4支藩が揃うことになったのである。

こうして本藩と各支藩とが成立したが、成立当初から本藩と支藩との関係は、必ずしも友好的とはいえず、むしろ当初から対立をはらみ、それが既に寛永期には表面化していることが注目される。萩藩における江戸初期の本支関係を具体的に検討した田中誠二氏の研究によると、⁽⁴⁾諸侯の列に加えられた下松（徳山）藩は、その年の寛永11年7月、将軍家光による領地朱印状の発給をめぐる長府藩とともに本藩に対立し、別に独自に朱印状の発給を幕閣要人に求めている。これには本藩が強く反対し、これまた土井・酒井・柳生らの幕閣要人への反対の働きかけを強めている。交渉の結果は、本藩の意向が通って本藩萩が一括して36万9000石余りの朱印高

の発給を認められ、徳山・長府両藩は、これまで通り本藩からその領地高を分与（内分または内証分）される形で決着している。下松・長府両藩が別朱印の発給を求めたその背景には、本藩の支配から相対的に独立したいといった動きがあり、その動きに対して本藩はあくまでも反対であった。この場合、両者の交渉は公儀を介して行われ、その意向を受けて三者の間で家格の決定が行われていることが注目されている。同時に、なお藩体制が構築中であるといった当時における不安定な藩政の動向や社会情勢を踏まえ、本藩による幕閣要人に対する対応は、もし正式な訴訟を起こしてその裁決を全て公儀に任せた場合、支藩の改易すらも予想されることから、慎重、且つ柔軟であった。

この対立が収拾された後も、本藩と支藩との対立は依然として続いている。寛永13年に本藩萩は幕府から江戸城の普請役を命ぜられた。そこで本藩ではその協力を下松・長府両藩に求めている。しかし、下松藩主就隆は在江戸と輝元から普請を免除されていたといった先例を理由に反対し、長府藩もまた同じ態度をとっている。さらに、慶安2・3年、下松藩が徳山藩と名称を変えた時期にも、地震のために破壊した江戸城石垣などの普請を本藩が命ぜられている。ところが、このときも本藩が再度、支藩に協力を求めたにもかかわらず、両藩はともにまたこれに反対し、その結果、本藩が支藩との交際を断つなど、両者の対立が続いている。

一方、この初期以降、徳山藩における家臣団の構成を通して本支の関係を検討した金子憲之氏の研究によると⁽⁵⁾、毛利輝元は次男就隆の分知にあたって桂美作守元綱と神村豊後守元種の兩人をいわゆる付家老として徳山に派遣している。かれらは藩主就隆を補佐して藩創設に努力するとともに、領内の仕置きと家臣団の統制にあたっている。しかし、同時に、その派遣は、本藩による支藩への統制強化、個別領主権の抑制にもその目的があったともいわれている。その視点から同藩における首脳部の構成をみると、元和・寛永期における藩家老は6人であった。その中で付家老の位置にあった桂・神村両家の知行高は1700石と1300石、ともに1000石を越えている。しかし、残りの4人の家老たちはいずれも500石であり、二人はともに突出した石高を所持していた。ところが、その後に両家は衰退し、やがて両家はともに改易騒動当時の藩主である元次によって断絶させられていることが注目される。

桂元綱の場合、かれが死去するとその所領は孫の隆正が継ぎ、かれは2代藩主元賢（もとかた）の代に一時期暇を命ぜられ、後に帰参を許されて改めて1000石を拝領した。しかし、元禄3年には病身を理由にその半分を隠居料として藩政から退き、残り500石は嫡子十兵衛が相続した。けれども、かれは元禄14年には藩主元次によって暇を命ぜられ、桂家は断絶している。また、神村家も同じ運命をたどっている。神本正律氏の研究によると⁽⁶⁾、神村元種の跡を隆親が継いで500石、その子隆忠は1000石に戻されて執政となった。しかし、かれも元禄4年には藩主元次によって閉門を命ぜられ、翌年には暇を命ぜられて断絶している。

この両付家老家断絶の直接原因は、2代藩主元賢が死去し、その跡目をめぐって藩内では藩主元次を支持するものと、長府藩主綱元の次男である幸之助を押す一派とが対立し、桂・神村ら

は元次が妾腹の出であることからともにかれに反対の立場とったからとも、また、かれが部屋住みのときにかれを冷遇したからともいわれている。そうした事情から元禄3年に元次が3代藩主になると、これを機会に排除されたのだといわれている。⁽⁷⁾ 両付家老がともに元次の藩主相続に反対した背後に、本藩の何らかの画策があったのかどうか、また、元次が両付家老を排除した理由のひとつに支藩の自立化といった意識が込められていたのかどうかなどについては現在のところ全くわからない。しかし、両付家老家の没落は、その後の本藩と支藩の關係に陰に陽に深い影響を与えるものであったと考えられる。また、その結果において本藩の支藩への影響力を弱めるものであったとも考えられる。

他方、3代藩主元次襲封後、本藩では宝永4年、藩主毛利吉広が死去し、11月には支藩長府の藩主である毛利綱元の長男吉元が入って本藩の家督を相続した。これは毛利本家の血統がここで絶え、長府毛利家の血統と交替したといった意味で注目される。同時に、この相続は支藩・一門はいうまでもなく、萩本藩の家臣らにも大きな衝撃を与えるものであったといわれている。事実、これを理由に一時期、本藩の藩政は大きく動揺し、このこともあって藩主吉元の時代には、小稿で検討を試みる徳山藩の改易をはじめとして岩国領農民らによる萩本藩領編入を願った百姓一揆、また、長府藩の一時期断絶などの重大事件が相次いで起こっている⁽⁸⁾。新しく支藩から入って本藩の藩主になった吉元にとっては、何よりも本家の権威を確立することがその使命であったと考えられる。事実、かれは全力をあげて藩政の刷新に取り組み、藩校明倫館を創設して防長文教の祖と評価されるなど、その治績にはみるべきものが多い。また、いったん宗家を相続したからには、その権威を保持するために支藩に対する統制をおろそかにするようなことは、吉元の最もとらざるところであったといわれている。

これに対して当時の徳山藩主元次は、江戸では將軍綱吉の講義に列席し、伊藤東涯などの学者に師事するなど、学問に深く傾倒し、また、中国の文献である塩鉄論を刊行してはその序文を書くなど、これまた学問の振興に深い関心を持った藩主であった⁽⁹⁾。また、その性格は「剛毅にして果敢、文武両道に秀でた俊才」とも評価されている。⁽¹⁰⁾ こうした気質を考えると、自分と同じ立場の支藩の藩主が本藩の藩主となったという事実は、何かにつけてかれの競争意識をかきたてるものであったとも考えられる。対立や騒動の背後に、それに直接かわる人物の理念・性格といった個人的資質がときには大きく関係することを考えれば、この両者のおかれた立場や性格は、騒動を検討する場合に見逃せない意味を持つとも考えられる。⁽¹¹⁾ なかでも、かれが徳山2代藩主元賢の後を継いで3代藩主になるときに、本藩の藩主になった吉元の父にあたる長府藩主毛利綱元が、自分の次男である幸之助（吉元の弟）を候補に立てて元次の襲封に反対した事情を考えると⁽¹²⁾、かれ自身はもちろんのこと、家老、家臣たちの間にも吉元の本藩相続を好感をもって受け止めたと理解することは難しく、場合によっては対抗心を生じさせたのも事実であったとも考えられる。また、その底流が騒動時までも続いていたことも考えられる。

ところで、本藩と支藩は境界を接していたために、しばしば紛争が起こっている。なかでも萩本藩領である牟礼村の農民と徳山藩領である富海（とのみ）村農民との下草山をめぐる紛争が注目される。小川国治氏の研究によると、⁽¹³⁾両村は以前から下草の利用をめぐる対立していたが、正徳4年の秋には、牟礼村で下草の不足に困っていた農民たちが、富海村の下草山で刈敷肥料を採取出来ない仕返しとして三田尻沖で富海村の船を拘束したり、三田尻に産物を売りに来た富海村の農民から荷物を差し止めるなどの乱暴を繰り返していた。そこで萩本藩では特に奈古屋与左衛門を使者として徳山に派遣し、牟礼村の農民に下草を利用させて欲しい旨を願い、徳山藩は下草の減少で不安を訴える富海村農民の反対を抑え、大幅に譲歩してその利用を認めている。ところが、正徳5年8月4日には、牟礼村の農民らが富海村農民に対して乱暴狼藉を働くという事件が起こった。続いて11月14日・19日にもさらに農民に乱暴し、制札や境杭を盗取るといった事態にまで発展している。そこで徳山では、後述する万役山（まんにやくやま）一件で徳山を訪れた奈古屋与左衛門に嚴重に抗議している。しかし、かれは後述する万役山一件の方を重視して牟礼村農民の乱暴についてはその責任を回避し、このために徳山藩は態度を硬化させたといわれている。

農民が制札や境杭を盗むといった行為は、藩の領主権に直接かかわる問題であり、農民が重傷を負っている事実などを考えると、徳山藩にとっては本藩の態度は到底容認することが出来ないものであったと思われる。その解決には万役山一件をも含めて時間的余裕が必要であった。しかし、参府の年とあれば、それらを解決するだけの政治的余裕がないままに、藩主元次は江戸に向かわざるを得なかったものと考えられる。

2) 万役山一件について

本藩萩と支藩徳山との対立の直接の契機になった万役山事件とは、正徳5年6月6日、城下徳山から程近い両藩の境界に位置する万役山（本藩では墓ノ尾山、徳山では尾崎山ともいう）⁽¹⁴⁾の松の木一本を畦を修理するために萩藩領西久米村の農民喜兵衛親子3人が伐採し、それを徳山藩の山回り役人である足軽組本多勘左衛門組配下の井（伊）沢里右衛門、長浜五郎太夫組福田久助が咎めたことから起こった。その松があくまで本藩領地内のものであることを主張する農民と、それが徳山藩領のものであると主張する両者の意見が現場で対立し、里右衛門が喜兵衛を即死させ、子供三之丞に傷を負わせるという殺傷事件へと発展したのである。どちらが最初に手を出したのかどうかなど、細部に立ち入った事情はここでは省略するとして、事件は早速、双方の役人に連絡された。しかし、事件現場の所属をめぐる意見が対立し、收拾が出来なかった。特に、農民喜兵衛が里右衛門によって殺されたことで西久米村の農民たちが騒ぎ、現地で双方の役人たちが話合ったものの、解決がつかず、それが藩相互の対立へと発展したのである。

対立は萩藩の代官井上宇兵衛が徳山の代官米田佐兵衛に抗議するとともに、8月中旬には萩から徳山藩の重臣と縁故の深い奈古屋与左衛門が徳山に派遣され、重臣粟屋内匠らと対談し、

里右衛門の扱いをめぐって意見を交換している。それに対して徳山藩では調査を約束しているが、別に謝罪の意志は表明していない。この間、西久米村を中心とした農民ら50軒余りが耕作を止めて本藩に愁訴し、また、連判の訴状を提出したともある。これに対しては萩から直ちに現地に役人が来て、願いの通りに下手人である里右衛門を糾明するので自重するようにと命じている

9月には徳山藩の執行部が交替して新しく粟屋らに代わって鳥羽図書と奈古屋玄蕃が加判役に任命され、審議にあたることになった。12月3日には萩から入江四郎兵衛・国司与一右衛門が使者として徳山に来て加判役に口上書を提出し、17日にかれらが再度徳山に来ると、徳山藩では20日に調査結果を述べた返答書を渡している。ここでの両者の意見は、本藩萩では農民喜兵衛が自分で松を植えたという紛争地は自藩領であり、かれが殺されたために農民たちが藩に愁訴して騒いでいるのでぜひ下手人を引き渡して欲しいというものであった。これに対して徳山藩では、紛争地における開墾の事情及び土地の相互利用状況などを詳しく説明したうえで、紛争地があくまでも自藩領であり、これまでも度々類似の紛争が起こり、その都度、農民らがあやまったので騒ぎにはならなかった。しかし、今回は農民が反抗的態度に出たので事件に発展したのだと主張している。また、紛争地への本藩農民らによる耕作はいまも続いており、その農民らの要求をそのまま取り上げて下手人の引き渡しを求める本藩の態度は納得出来ないと主張し、むしろ騒いでいる農民らを説得して欲しいとも述べている。

翌正徳6年1月にも両使が徳山に派遣されているが、藩主元次の意見も「右尾崎山萩領と申証拠も無之、地下人共之口上ヲ以毎度不相替義申越候段、難得其意候」と、現地農民らの要求を入れた本藩の下手人引き渡し要求には反対であった。続いて閏2月25日には、萩から宍戸主計・大目付桂次郎右衛門らが徳山を訪れ、家老らに会うとともに、藩主元次とも会見している。しかし、かれらに元次がもっと詳しく意見を述べるようにと命じても、よくよく考えて欲しいと言うのみで、ここでは下手人の引き渡しについては直接触れていない。恐らく元次に反省を促すのがその目的であったと考えられる。

3月に入って藩主元次は参府したが、江戸では清末藩主毛利讃岐守元平と本藩家老毛利筑後とが仲介に立って元次に意見を試みている。しかし、元次の態度は変わらず、噂では、「御承引無之、偏ニ御本家え御張合被成候様ニ相見え候」と、要求を拒否してあくまで対抗する態度であったとある。4月2日にも説得が試みられ、下手人里右衛門を引き渡し、飛驒守（元次）は隠居、そうしなければ公儀に訴えるほかないとまで意見している。しかし、それに対してまた噂では「飛驒守様御答、然ラハ久米村之代官宇兵衛ヲ此方へ御渡候ハハ、里右衛門渡可申と被仰之由、後日風聞」と、やはり拒否の姿勢は変わっていない。

3) 改易をめぐって

以上の経緯をへて萩藩主吉元は4月11日、正式に公儀宛てに徳山藩主元次を訴えている。その内容は、これまでの万役山一件についての経緯を具体的に説明するとともに、最後に、「本家え

対シ礼ヲ相忘、非理ニ募り、常々之勤も疎略ニ仕、其上不行跡ニ而仕置不正ニ付」と、かれの本家に対する非礼とその不行跡とを糾弾したものであった。そして、このままでは「私国中之仕置難立候間」と、藩政の執行が困難であることを理由に「飛驒守隠居被仰付、在所罷居候嫡子百次郎十五歳ニ罷成候間、家相続被仰付被下候様奉願候」と、元次の隠居、嫡子百次郎による家督相続とを求めている。なお、虚説では何時の頃からか家中の掟が乱れ、元次は下松の百姓磯部好助を寵愛し、そこに8棟作りの茶屋を設けては歌舞を楽しむといったことが紹介されているが、もちろん真偽の程はわからない。

ところが、早くも4月13日、藩主元次は毛利讃岐守・御先手佐久間小左衛門と同道で評定所に呼び出され、寺社奉行松平対馬守・大目付松平石見守らから改易を命ぜられている。その理由は、百姓らが下手人の引き渡しを求めて騒ぎ、そのために吉元は自分の家来や一族を通して元次に度々意見を加えた。けれどもかれはそれに従わず、その結果、吉元から元次を隠居させ、嗣子百次郎に家督を相続させて欲しい旨の訴えがあった。しかし、「たとへ飛驒守所存其いわれ有事ニ候共」と、たとえ元次に言い分があったとしても、本家に対しては礼儀を欠き、領内の統治にも問題があり、そのために「これによりて民部大輔望請ふ所ハ御許容ニ及はず、飛驒守をは戸沢上総介ニ召預られ、百次郎事ハ民部大輔ニ被預置候処也」と、今回の本藩主吉元からの訴えは許さず、元次を新庄藩主戸沢上総守に預け、その子百次郎は吉元に預けるというものであった。また、元次は裏門から直ちに一人の家臣も連れることなく、新庄藩へと護送されている。

同時に、本藩主吉元は老中阿部豊後守宅に呼ばれ、老中列座の中で同様の趣旨を告げられている。さらに、「彼所領之地ハ其方ニ還付せられ候、家中之輩之方ニ到ても宜可有其沙汰候由被仰出候者也」と、徳山藩領は本藩に還付させ、家臣の処遇は吉元に任されることになった。

藩主吉元から訴えが出されたのが4月11日、その判決が同13日とあってはあまりにも短い期間での決定であった。この前後に本藩から幕閣へ対してどのような働きかけがあったのか、あるいは、幕閣首脳部内部でどういった現状認識や対応の動きがあったのか、この辺の事情については現在のところ全くわからない。しかし、この判決は本藩内部での徳山藩に対するこれまでの感情、なかでも紛争地の農民や藩内にもし強硬派の存在が考えられるとすれば、それはかれらの期待にむしろ添うのものであったと考えられる。けれども、当時の藩主吉元及び首脳部にとっては、やはりその思惑をはるかに越えたものであったとも考えられる。

なお、同日には藩三田屋敷で本藩江戸家老の毛利筑後から「飛驒守様御身分之儀御家大切ニ被思召候ニ付而御隠居之儀御願候処ニ、今日之被仰出御気毒被思召候」と、今回の公儀の措置を気毒に思う旨が一同に伝えられている。同時に、家臣たちは元来、本家から徳山藩に配属された者たちであり、「聊御憤無之候間、謹而罷居可申候、不致流浪様ニ被逐御吟味可被遣候間、面々奉得其旨、此段御家来末々へも可申聞候との御事」と、こうした処置に憤慨することがないようにと自重を促し、同時に、家臣らが浪人することがないように配慮する旨が伝えられて

いる。当時、万役山一件の下手人であった里右衛門は江戸三田下屋敷御門番に回されていたが、また、一部では切腹させてはといった意見もあったが、夜になって本藩に引き渡されている。

改易の知らせは22日には早便で徳山に伝えられ、翌23日には家臣らが招集され、当役奈古屋玄蕃から家中に伝えられている。藩が改易されるとあっては、家臣らの受けた衝撃は大変なものであった。その席で本藩に敗れることはわかっていても戦って切腹するまでだといった意見や、元次嫡子の百次郎を大将に城を枕に討ち死にをとといった強硬論も出され、事態は紛糾している。また、家老らが相談したが意見がまとまらなかった。こうした中でとりあえずは家老の粟屋内匠が直接大阪に出向き、帰国途中の清末藩主毛利讃岐守に会って「百次郎出世」を願うということで衆議一決している。もちろん、讃岐守は本藩吉元と「同心」なので期待出来ないといった奈古屋玄蕃の反対意見もあったが、この線で一応、事態の收拾がはかられ、粟屋は物頭宍戸亘・大目付庄原正左衛門を伴って4月26日には大阪に向けて出船した。同時に、藩内が「少々いろめき申候故、夫をなだめ為可申」と、一行が上方に向かったので嫡子百次郎の引き取りを少し延期して欲しい旨を伝えるための使者が本藩に派遣されている。しかし、その後事態は鎮静化し、28日夜には本藩の意向に従う旨の使者が改めて萩に向っている。

他方、26日には本藩の役人が徳山に来て、これまで通りに公儀荷物を扱うこと、高札場での飛驒守の名前があるものを撤去することなどを命じ、5月1日から本藩部隊の徳山進駐が開始されている。また、こうした中で5日には百次郎が萩へ出発、9日頃から土居の明け渡し、家臣らの引っ越し準備がはじまっている。この間、家臣らの動揺を象徴するかのよう、香川三郎左衛門乱心事件が起こっていることも見逃せない。

以後、本支の交渉過程でみられる本藩の態度は、表面では「気の毒」といった言葉に集約されるが、しかし、徳山に進駐した本藩部隊は人馬含めて総人数2900人程、徳山藩の家臣総数は分限帳では家老クラス600石を含めて950人、約3倍にあたる大部隊であった。そのために町中では収容出来ず、水無川の川原にまで野営する有り様であった。本藩による圧倒的な軍事力の前に、家臣らの引っ越しも具体化し、それぞれ8組に分けて160石以上は城下萩に、それ以下は足軽・中間・荒仕子に至まで1日で萩に到着出来る地域、あるいは、萩居住以外に防府・宮市・三田尻・山口への在郷への分散が命ぜられ、それぞれその身分に応じて引っ越し料が支払われている。この辺の具体的事情は、一切、省略するとしても、万一を心配して進駐してきた大部隊を前に、これまでの城下町自体がすべて壊され、その跡が畑地になるとあっては、それは大変なことであった。

[Ⅲ] 再興運動の展開

1) 改易直後の動きについて

正徳6年5月5日に嫡子百次郎が萩に向けて出発、同13日頃から進駐していた本藩部隊も撤退しはじめ、6月には家老たちも萩に移住している。その意味では、改易に伴う家臣らの引っ越しも順調にすすめられたものと考えられる。

ところが、6月20日頃から徳山領内の農民らが藩の再興を願って次々に富海町に集結、萩を目指して行動を開始している。その人数は4500人とも、6000人ともいわれ、このために萩から徳山に派遣されていた役人らがそれを阻止しようとしたが出来ず、農民らはそのまま宮市まですすんでいる。ここでも現地の役人や町年寄らが説得を続けたが、しかし、農民らはそのまま氷上川の河原に出てここで野宿している。そこで再度山口宰判の役人らが説得にあたり、農民らの要求を聞き、これを萩本藩に取り次ぐということで農民らはやっと納得して引き上げている。また、その交渉の過程で願書と請書が作成されているが、これに署名した徳山本町山田彦五郎以下25人は、その内訳は省略するが、いずれも城下徳山及びその周辺村々の村役人たちであった。

農民らの意見は徳山藩領内における治政がこれまでよく行われていたこと、また、藩主が農民らに憐憫の情をかけていたことを理由に、改易反対と御家再興とを強く訴えたものであった。これに対する萩の対応は、改易は公儀の命であり、農民らの徒党的な行動は天下の法に違反するものであることを諭し、かれらに自重を求めるものであった。家臣らが引っ越しの準備などに追われているその混乱の最中に、誰が中心になって農民らを動員したのか、現在のところこの辺の事情は全くわからない。けれども、後にこの農民らの結束した行動が世間の評判になり、後述するように、第二次の農民らによる訴願運動準備へと発展しているのである。

家臣らの引っ越しも9月頃には終了したらしく、こうした情勢を踏まえて本藩による福山藩家臣らに対する処分が開始された。9月26日には家老5人と用人らが蟄居を命ぜられ、12月9日には、この家老らが藩主元次に諫言を加えなかったという理由で島流しとなっている。また、翌年2月6日には万役山一件の下手人である里右衛門が牢屋で打ち首となっている。

2) 再興運動の開始

徳山藩再興運動の中心となった奈古屋左衛門（勘左衛門または与左衛門ともいう）⁽¹⁵⁾がいつ頃から運動に取り組んだのか、詳しい事情はわからない。騒動当時、かれはその理由がいまひとつはっきりしないが、藩主元次に諫言を試みて追放され、三田尻に閑居していたといわれている。しかし、徳山藩改易の知らせを聞くと、直ちに徳山に駆け付けている。また、家中騒動の最中には決起にはやる家臣らを抑えてあくまで自重を促している。さらに、一族である家老奈古屋玄蕃の屋敷で一時は武装して非常事態に備えたともある。しかし、事態が鎮静化すると、かれも萩に出て本藩の情勢を探り、徳山藩再興に対する対応がきわめて消極的であることを確認し、藩外に出て再興を画策することになった。そのために親戚その他の反対を押し切り、与左衛門の名前で船手形を工面し、以前、書道を通して親密な関係にあった京都の青蓮院門主を頼って享保2年3月15日に三田尻から出船、途中、金毘羅宮などに再興を祈願しながら上

京した。

一方、藩主元次が改易を命ぜられ、その場からひとりの家臣も付き添うことなく新庄に護送されたことから、家臣らの中には元次の側でぜひとも奉公したいと暇を願った十数人の家臣らがいた。かれらは元次に仕え、それがもし無理であれば、江戸で浪人し、あるいは、旗本などに奉公しては御家再興に努力したいとの意志を固めていた。その中で戸田佐右衛門・同仁左衛門（大林音助）父子、岡部（稲垣）六七の3人は、親戚などの反対で一時期逼塞を命ぜられたものの、享保2年春頃には暇を認められ、大阪に出て途中、京都の奈古屋左衛門に会い、同7月には江戸に出て内田信濃守奥方（下総小見川藩主夫人 藩主元次の2女）に仕える戸田の兄にあたる吉弘嘉右衛門を頼り、その後に森本町の借家に移った。

かれらは大阪に出たときに、大阪でかつて徳山領内紙売役を務めていた山田九兵衛に会った。かれは当時、川端屋という問屋の手代を務めていたが、御家再興の願いを聞いた山田はその事情を主人に話すとともに、岩国吉川家の蔵元であった塩屋新兵衛にもその旨を相談して協力を依頼した。この新兵衛は紀州藩出身の商人で、その兄である安田（雑賀屋）三郎四郎は紀州藩御用達を務めていた。しかも、この商人安田は8代将軍に就任した吉宗の母である浄円院及び兄新山治部齋が紀州和歌山に住んでいたころからそこに入りし、さらには吉宗の側近として江戸で活躍していた加納近江守久通・有馬兵庫頭氏倫の御用達をも務めていた⁽¹⁶⁾。そこで戸田佐右衛門はそれ以後、京都にいる奈古屋左衛門の指示を仰ぎ、公儀御用を務める材木問屋安田三郎四郎と接触しながら、江戸・大阪・京都、あるいは、国元との間を往来しては御家再興運動を進めることになった⁽¹⁷⁾。戸田仁左衛門は名前を大林仁左衛門と変えて吉弘の許で江戸市中を見回っては情報を集め、岡部六七は林勘七郎と名前を変えて御小姓組番頭で御側兼帯の松平内匠頭へ奉公し、将軍の鷹狩りには必ず行動をとともにしたともある。

他方、改易直後の享保元年6月に起こった徳山領内における農民らによる御家再興を目指す訴願運動が世間の注目を引いたことから、再度、農民らへの働きかけを強めることになった。戸田兄弟らと前後して藩を離れて江戸に出ていた石川藤九郎・僧恵周坊（恵秀または梅秀）らが吉弘嘉右衛門のすすめもあり、上方に登って奈古屋の指示をうけ、9月には国元に帰って運動を計画することになった。

以後、再興運動は国元における農民らを動員した再度の訴願運動の準備と、江戸・大阪・京都における同志たちによる再興運動、具体的には表面では公儀に対する訴状提出の準備、裏面ではそれに伴う商人安田を通しての将軍吉宗側近、特に加納・有馬両家及び関係者らに対する事前の根回し、協力要請といった両面からすすめられることになったのである。

（A）訴願運動とその挫折

上方及び江戸に出た同志たちのうちで国元に帰って農民らによる再興訴願運動を計画した人物については、石川藤九郎・僧恵周坊らの名前があがっている。また、かれらに石川と同じ弓組であった玉井弥一右衛門が協力し、さらに、磯部孫六・同源七らも潜伏してともに運動に参

加したと伝えられている。しかし、かれら個々人の具体像についてはわからないことが多い。また、かれらがどういった手続きで農民たちに決起を呼びかけたのか、この辺の事情もまた不明である。計画が秘密裡に行われたとすれば、その実態の解明は極めて難しい。玉井弥一右衛門が町人豊屋新平らを味方にして相談したとか、松村屋新六が資金を調達したとか、石川が24か村の村々を回っては有志を募ったとかが伝えられているが、しかし、その情報が洩れ、享保2年11月22日には町医者十時宗朴らの役人への密告によって関係者が逮捕されている。

この場合、訴願の方針が大分整ったところを検挙されたとか、「漸百姓四五百人程催方之手配仕、明日罷出候筈相極候処、其晩訴人有之」と、蜂起の直前に密告のために失敗したとか、この辺の詳しい事情もわからない。この検挙の情報が伝わると、石川は直ちに豊前国へと逃れ、さらに後に江戸へ、恵周坊は岩国に逃れ、後に京都に、玉井も後述するように、追手の追求を逃れている。けれども、12月26日には、その個々の人名については明確さを欠くが、御還付一件によると、松村屋新六・豊屋新平・小沢町貞六・同新八・鳥居町新右衛門・橋本町野村喜左衛門・東横町煮方小頭空右衛門らが逮捕されている。この中で豊屋新平（流罪中に死去）・貞六・新八・新右衛門の4人は萩に送られて遠島の処分を受け、他は釈放されている。あるいは、遠島は3人だったともある。ともあれ、第一次の訴願運動が4500人またはそれ以上といった多数の農民らを動員した大規模なものであったことが事実であったと考えれば、その動員予定数は極めて限られたものであったと考えられる。また、第一次訴願運動の中心が町・村の役人たちであったのにくらべると、検挙された者たちの中には藩の末端に位置する荒仕子などの軽輩、零細な町人らも含まれ、当時、本藩による旧徳山藩領に対する支配の強化、なかでも町及び村々役人らを中心とした行政機構などの整備がすすめられつつあった状況を考えると、農民らの組織化は容易なことではなかったものと考えられる。取り巻く情勢は以前とくらべてはるかに厳しいものがあったと考えられる。

この間の事情をさらに当事者の一人であった玉井弥一右衛門が記録した「隠秘記」⁽¹⁸⁾でみると、玉井は以前から小沢町の新左衛門・市郎左衛門、新町の豊屋新平らと出入りして面識があった。このために夜には集まって相談を重ね、豊屋新平は豊細工を口実に、大道理・大向・両上村など西の地域を、市郎左衛門は古手買いを口実に、東の地域の村々や島々を10日間程で回り、他方、新左衛門は密かにかつての徳山の同志らと連絡を取り合ったとある。また、資金は古屋善右衛門（徳山商人中山伴七）父子に頼むこととして計画をすすめ、その成功を神仏に祈願している。計画によると、動員数は費用の関係もあって一村で5人程度、15人を一組として全体で150人程の動員を目指し、その行動にあたっては喧嘩口論を慎み、火の用心などにも注意して秩序の維持にも配慮したともいわれているが、しかし、密告のために失敗している。

このため新平ら4人は逮捕されて遠島となり、玉井は妻の知らせで隠れ、証拠書類を焼却して浜手に回って逃れ、城下津和野に住む奈古屋勘右衛門を頼った。その後、かれの紹介で吹野村庄屋を訪れ、その世話で勝法寺に享保3年2月までかくまわれている。それ以降、本藩の追求

の手を逃れて京都に上り、同地の奈古屋左衛門を頼り、青蓮院宮に仕えて名前を清水源内と改めている。また、かれの奈古屋左衛門への報告によると、玉井らの退去後は国元では御家再興を口にする者はいなくなったとある。

(B) 政治工作について

1) 訴状の提出にむけて

政治工作は公儀への訴状の提出、具体的には幕府要人への御家再興のための嘆願書の提出準備と、既に指摘したように、もっぱら戸田佐右衛門が中心となって紀州藩御用達商人で8代将軍吉宗の側近として享保の改革を推進した加納久通・有馬氏倫のところにも出入りしていた商人安田三郎四郎に協力を依頼する形で行われている。塩屋新兵衛の紹介状を持参して早速江戸に下った佐右衛門は安田を訪ねて協力を依頼し、その後、一時は江戸で安田と行き違いで会えないといった事態もあったが、その後は佐右衛門自身が自ら紀州に出掛けては安田に会って情報を交換するなど協力を要請している。しかし、商人安田の意見は終始慎重で、江戸で加納・有馬らの家臣と接触しては感触を探ってみたが、まだまだ時期早々でいまだ少し計画を延ばす方がいいとのことであった。

その後、秘密裡に計画がすすめられたこともあって戸田と安田との間にどういった相談があったのか、また、どういった内容の書状が取り交わされたのか、その後、誰がどこで誰に会い、どういったことを画策したのか、この辺の詳しい事情もわからない。享保3年8月には戸田が江戸に下って吉弘嘉右衛門らと会い、情勢を分析するとともに、公儀への訴状の提出についても相談している。戸田はまた紀州に下って安田とも会い、両者が揃って大阪に出て有馬兵庫頭の父である有馬閑斎と会い、再興についての協力を求めている。閑斎はその願いを直接将軍に伝えることは難しいが、その趣旨を周辺に広めることは可能だと答え、その返答に両人はともに喜んでいる。9月には公儀周辺の女中らにもその趣旨を伝えて便宜を図って貰ってはといった意見も出されているが、こうした考え方を嫌う将軍吉宗の政治姿勢への配慮もあって、この方策は見送られている。

10月にはなかなか計画が具体化しないので奈古屋左衛門が自ら大阪に出て戸田や塩屋新兵衛兄弟らと会い、協力を強く要請している。また、奈古屋は戸田佐右衛門に対してあくまでも内密に計画をすすめ、特に江戸の吉弘嘉右衛門は年輩なので心配はないが、岡部六七や戸田仁左衛門は若者なので血気にはやることも考えられ、十分に自重するようにと注意を与えている。その意向を受けて戸田は江戸に下って吉弘や岡部らの同志にその旨を伝え、この間、和歌山に帰っていた安田からはいまは動けず、考えがまとまれば江戸に向かう旨の連絡があった。こうした経緯を踏まえて相談の結果、本家藩主である吉元の参府が来春なので、その前に訴状を提出することにして時期を待つことになった。しかし、当時国元ではかつての徳山藩の家臣たちが本藩から扶持を支給され、かれらは「御出世の事申出候事、耳にふれ候もいやがり候躰」と、同志らを慨嘆させる状況にあったらしい。

12月末には江戸に下っていた戸田が上京して奈古屋と相談しているが、翌享保4年早々、紀州にいる安田からの書状では、かれの知り合いに御家再興の意向を伝え、協力を求めているものの、「呑込無心元存候」と、いまひとつ心配である旨が伝えられ、同時に、戸田が江戸に下ると聞いているので、自分も同行したい旨を伝えている。この間、京都丸太町の奈古屋左衛門宅に奈古屋・戸田・安田の3人が集まっては情勢を分析し、再度、結束を再確認するとともに、万一、計画が洩れて逮捕されたときには岡部六七が勇気があるのでまずはかれが尋問に答えるといったことなどが話題になっている。また、いよいよ決行の時期を迎え、幕府要人らに提出する訴状の準備も奈古屋の許ですすめられているが、商人安田に対してはかれを深く信頼はしているものの、「頼母敷申候而も町人之儀、物事あつく相成候時はいか様にはすし可申も難計と」と、万一、計画が発覚した場合のことを考え、安田には内密に訴状が作成されたい。(19)さらにはその成功を神仏へ祈願している。また、安田も有馬・加納の家来たちに書状を出しては密かに援助を求めるとともに、側近の坊主衆や桜田御殿の人々にも協力を求めるなど、裏面での政治工作が本格化している。

2) 訴状の内容について

公儀に提出する訴状については、早くから奈古屋左衛門の手によってその準備が行われていた。享保3年6月には既に28か村の百姓中といった名前で訴状が作成され、翌月にも26か村の百姓中の名前で訴状が作成されている。その後も修正・加筆されて享保4年正月の日付のあるものが2通、決行された同年3月12日の日付のあるものが2通ある(20)。

まず享保4年正月の「乍恐奉願上候口上之覚」の内容は、改易直後、御家再興を願って農民らが城下萩に向けて訴願運動を開始した。しかし、途中で阻止され、改易によって城下は野原になり、その後に再度、訴願運動を計画したが、首謀者が逮捕されてしまった。天下一統あわれみの時代なので、ぜひとも嫡子百次郎の出世(再興)を聞き届けて欲しいというものであった。

次に同月の「覚書付」は、その内容が多岐にわたっている。藩の由緒の説明に続いて改易後も自分らは道中筋の公儀御用を務めていること、さきに元藩主元賢の死去に伴う相続問題で本支が対立したが、本藩の藩主吉広が死去し、同じ支藩である長府藩から吉元が入って本藩を相続した。しかし、このときも徳山藩には何の相談もなく、そのために両者の対立が深まった。それに加えて本藩家老毛利筑後の知行地である牟礼村での下草の採取をめぐっても、また、同穴戸主計の知行地である串浜の扱いや堅田安房の知行地湯野村での境界をめぐっても対立が続いた。さらには今回の万役山一件でも本支が対立し、これが改易にまで発展し、足輕は打ち首になったが相手は無罪のままである。この万役山一件の処理では本藩の誠意は全くみられず、当時の徳山藩の家老らは遠島処分、その子供たちは他国出禁止、屋敷も召し上げられ、領民らはひたすら改易を嘆き悲しみ、再興を求めている。しかし、そのための祈祷すらも禁止され、また、年貢上納の他に付加税も取り立てられて迷惑している。家中屋敷も二束三文で処分され、藩祖以来の桜並木もすべてが伐採され、こうした現状を見て農民らはただただ落涙する

ばかりである、と前藩主元次の治政を肯定し、藩の再興を願う内容となっている。

また、享保4年3月12日付けの「指上候打込御願書左之通」では、改易の原因になった万役山は徳山藩領である。しかし、本藩の訴えによって元次は改易されてしまった。この間、本藩役人らは紛争を有利に導くために農民らに強訴するようにと働きかけ、他方、元次には意見・忠告を加えたといっているが、特に意見といったものは述べていない。改易後の取り締まりが厳しいので自分らは密かに巡礼姿で江戸に下り、田舎者で知人もいないので公儀に訴状を投げ込むのだとある。

さらに、3月12日付けの「猶御願申上候覚」では、ぜひとも嫡子百次郎兄弟を召し出して奉公（再興）させて欲しい。もし、それが駄目であれば、徳山藩領をすべて召し上げて代官所（天領）支配にして欲しい。また、本藩家老の毛利筑後や宍戸主計の行動を吟味して欲しいとある。

以上であるが、その内容を見ると、最後の草案が最も厳しく、追い詰められながらも御家再興に取り組む同志たちの本音が端的に示されており、興味深いものがある。果たしてこれらの訴状の中でどの訴状が投書として実際に使われたのか、あるいは、さらに推敲を重ねた訴状が別に用意されたのか、この辺の事情ははっきりしない。しかし、いずれにせよ、基本的にはこうした内容を盛り込んだ訴状であったことはまず間違いないように考えられる。

3) 決行とその後の推移

2月末には江戸での同志たちの打ち合わせも済み、享保4年3月12日夜には岡部六七が百姓姿で新大橋の大目付横田備中守宅に訴状を持参して玄関の横に置き、門内の侍が受け取ったところを確認、続いて西の丸下の老中水野和泉守宅に回って正門の真ん中に訴状を張り付け、さらに駿河台の平目付千葉七郎右衛門宅に回ったが、門が既に閉じられていたために、重りを付けて投書を門内に投げ込んでいる。この間の行動については、岡部と戸田佐右衛門・同仁左衛門の3人が一緒に回ったともあり（興廢録）、また、3人がそれぞれ手分けして横田備中守宅へは戸田仁左衛門、水野和泉守宅へは戸田佐右衛門が、千葉（仙波）七郎右衛門宅へは岡部六七が訴状を持参したともあって（反義集）いまひとつははっきりしない。あるいは、伝聞では大阪・堺などの奉行所にも訴状を提出したが⁽²¹⁾、筋違いとして返されたともあって訴状投げ込みの実態については、はっきりしないところが多い。

この直接行動の結果、3月18日頃には訴状一件が幕閣で話題になりはじめたらしい。19日には老中水野が投書を御前（吉宗）に見せたともあり、関係者にその内容が示されている。また、3月中には御徒目付が周防国に検分のために派遣されたともあり、一応の調査も行なわれ、投書に対する幕閣の対応が意外にも早いことが注目される。3月末には徳山領還付が決定したとも、また、参府中であった本藩主吉元に尋問の使者が派遣されたとも、さらに、4月には本藩萩の江戸留守居2人が老中水野に呼び出され、質問に返答出来ないために叱られたともある。いずれにしても、風聞が飛び交い、噂では「飛驒守噂殊之外宜しく有之」とある。5月に入って本藩主吉元が老中水野から呼ばれ、吉元から徳山藩再興を願い出るようにとの勧告があり、5月28日には

白書院で老中列座の上で正式に徳山藩還付が申し渡されている。同時に、新庄に配流されていた前藩主元次にもその旨を伝える飛脚が出されているが、ただ、この飛驒守に対する処置は「常躰之隠居相違候間、諸事致穩便」とあり、さらに、藩主の仕置きに隠居として意見などすることがないようにとある。

[Ⅳ] 再興とその後の動向

(1) 再興直後の動き—特に農民層の動向—

公儀の命によって徳山藩の再興が認められ、新しく藩主になった4代藩主毛利元堯(もとたか)に本藩から領地及び家臣らが返還されることになった。旧城下徳山の有力町人や村役人らの代表たちが早速祝いのために萩に出向き、また、旧家臣らを中心に返還のための準備も開始されている。また、遠島処分の家老らは許されて隠居を命ぜられ、その俸が家老に任命され、新藩主の参勤にあたっては、供の者たちに対して本藩から手当が支給されている。また、萩の商人である鷹屋新兵衛は銀100貫目を融資している。7月末には萩から出向いていた役人と徳山藩役人の交替が行われ、旧家臣らによる本格的な引っ越し準備が行われているが、この間の詳しい事情は省略するとして、享保4年8月2日には新藩主元堯が弟の三次郎を伴って江戸に向けて出発することになった。

出発にあたっては領内の農民たちが見送っているが、その様子は「男女老若不残罷出是又夥敷大勢」と、老若男女たちが見送りのために沿道に押しかけ、萩の役人たちを驚かせている。また、「右百姓町人、町ハ一丁切、在ハ一組切ニ何村之百姓と銘々幟を立て、人数一万二三千人余」と、領内各町々、村々からは1万人をこえる領民たちが動員され、かれらはそれぞれ自分の所属する町・村々を示す幟を立てて出迎え、その賑やかさは「前代未聞」ともある。あるいは、藩主一行は三田尻から出船しているが、「徳山御領御通船之節ハ島々え百姓町人老若男女罷出」と、これまた大勢の町人・農民たちが船の通る島々に集っては藩主を見送り、参勤を祝っていることが注目される。それが当時における領内町人・村民らによる自発的行動の結果なのか、あるいは、一部有力町人や有力村民による上からの指導・動員の結果なのか、この辺の評価は難しいとしても、いずれにせよ、当時の領民たちにとって徳山藩の再興は歓迎されるべきものであった。

藩主一行は大阪に着き、そこで商人らの祝いを受け、9月7日には江戸の桜田屋敷に到着している。9月15日には新藩主の元堯は本藩主毛利吉元と同道して登城し、老中水野和泉守らと会い、また、拝領した領地が本藩からの内証分であることを確認している。同時に、新庄に預けられていた前藩主元次を迎えるために家老栗屋頼母以下189人が派遣され、これには萩本藩から道中銀140貫目が支給されている。10月6日には元次が江戸に着き、親子の対面となっている。また、この10月には徳山商人玉屋彦五郎・谷野与次兵衛・同吉兵衛らのご機嫌伺いのため

に出府している。

ところで、徳山藩還付、新藩主参勤の見送りのときに見られた農民らの高揚は、その後、須万村農民らによる騒動、続いて四熊・大道理・大向村農民らによる徳山藩還付中に納入した延米の返済を求めての騒動、そして、万役山替え地反対騒動へとさらに発展していることが注目される。

還付が決まると、9月21日頃に須万村農民らが城下徳山に出て本藩萩に願い筋があると騒いでいる。この須万村農民らによる騒動は、改易以前の正徳4年3月・10月にも起こっており、その原因が解決されないままに⁽²²⁾、再興を機会に再度の騒動となったものと考えられる。続いて10月5日には、四熊・大道理・大向村の農民らが、還付中に納入した延米の返還を求めて騒ぎ、これは藩の説得によって退散している。しかし、10月に入ってから万役山替え地騒動は領民らを巻き込む大規模な騒動にまで発展している。

改易の直接の原因となった万役山については、徳山藩首脳部としては「万役山之儀於此方凶地之所柄、願ハ近辺相応之处ヲ以被替下候様と毛利八郎左衛門から能登方へ令相談候処、可任其意との儀ニ付」と、藩としては万役山は改易の直接の理由になった場所だけに、凶地だといった認識が深く、そのために代りの替地を本藩に求めている。また、この替え地については、本藩首脳部の中には「徳山え之土産ニ御替地」と、還付にあたっての土産といった意識もあったらしい。

しかし、この替え地の噂が広まると、農民たちの間に急速に反対の声が高まっている。10月20日頃に双方の役人らが現地に集まろうとしたが、これを聞いた農民たちが詰め掛けて役人らを阻止し、また、役人らの宿舎にまで押しかけて騒いでいる。本藩では公儀の手前、解決を急がせ、また、現地の農民らに替え地についての希望を聴取するようにと指示しているが、事態は混乱している。農民らは「万役山故こそ御家御断絶ニ及びたる事ニ候へハ、御本家へ御渡被成候様ニハ被為成間敷」と、改易の直接の原因になった万役山であるだけに、本家への返還には反対であった。また、万役山は徳山藩領であるといった思いが強いだけに、「兎角此山之義相渡申義不相成候」と、返還に強く反対している。当時、農民らにとっては「万役山を替候而者徳山領疵にも相成」と、それを手放すことは、自分らの面子にもかかわるといった意識も強く、役人らの説得にもかかわらず、強く反対していることが注目される。

同時に、これまでの本藩の徳山藩に対する仕打ちには農民らの不信感が根強く、万役山を早く手放せば、その代わりに替え地を貰えるといった保証はなく、まずは最初に替え地を貰い、その後に万役山を手放すべきだとの意見も強く主張されている。

一時は農民たちが近くの遠石八幡宮に立て籠もり、「馳付候者二千三百人余有之候事」と、その数は2000人を越えたといわれている。また、一部は替え地の事実を確認するために江戸への直訴を画策し、隣藩芸州領に立ち入るなど、騒動は11月17日頃から20日頃まで続いている。しかし、12月4日頃には双方の役人たちが現地で立ち会い、その詳細は省略するとして、万役山が

徳山領であることを確認したうえで農民らの意向も踏まえ、7日には高11石5斗余りの土地を互いに交換して境目を確認している。また、翌日には作成した土地台帳を交換し、この替え地騒動は鎮静化している。

2) 忠臣らの処遇をめぐる

享保4年10月、配流先の新庄から江戸に帰った前藩主元次は、早速、徳山藩再興に努力した志士たちにとりあえず鼻紙に一筆認めてその功績をたたえ、自分の感謝の気持ちを伝えたいと宍戸亘に相談している。宍戸はもう少し延ばして若殿とも相談し、正式の書面で対応してはと答えている。しかし、元次はその答えに立腹し、かれの強い意向もあって忠臣らに対して「心妙の至り、きもに銘し候」と、内々で直筆での表彰を行っている。その内容は、政治工作をすすめた中心人物である奈古屋左衛門には勘当御免、500匹、また、戸田佐右衛門・同仁左衛門・岡部六七・吉弘嘉右衛門にも各500匹、農民らによる訴願運動を画策した石川藤九郎に300匹、大阪の商人である山田九兵衛には300匹であった⁽²³⁾。ところが、自分の気持ちを忠臣らに伝えた元次は、永い配流生活による疲れもあってか、体調を崩し、新庄から江戸に帰って40日余り、11月19日の早朝に53歳で死去している。

その後の忠臣たちの動向であるが、翌5年9月頃には、奈古屋左衛門は上方に出てかって京都で世話になった青連院門主に、念願であった徳山藩再興が成就したことでもあり、藩に暇を願い、今後はどこかに蟄居して折にふれてはまた御機嫌伺いに出たいとの意向を述べている。また、宍戸亘から戸田佐右衛門・同仁左衛門宛の書状によると、「一筆致啓達候、各儀永々浪勞之躰ニ而被致難儀之義御氣之毒被思召候へ共、唯今難被任御心底ニ候、折合有之候迄、追々可被付御気候、全御疎意不被思召之通被成御意候、此段拙者より宜申達之旨ニ付、如此御座候、恐惶謹言」とあり、浪人して再興に努力した忠臣たちを気の毒に思うと慰労するとともに、しかし、現状ではその忠節に十分に報いることが出来ないのでは時期を待つようにと諭していることが注目される。この微妙な表現から、当時、藩は再興を認められたとはいえ、藩主以下、家臣たち全員がなおも本藩萩の強い規制下にあり、かれらがその支配から解放されて徳山に帰ったとしても、還付に伴う具体的な措置、たとえば、還付に伴う財政援助などはもっぱら本藩に全面的に頼らざるを得ず⁽²⁴⁾、世話になる本藩の手前、藩としては忠臣らに対して十分な対応を行うことには差し障りがあったものと考えられる。特に忠臣らの行動が、世間には広く本藩萩の体面を正面から汚す行為であったと考えれば、あるいは、本藩の内部に徳山藩還付の事実を好ましく思わない政治勢力があると考えれば、藩主としては表立って直ちに忠臣らを厚く処遇することは、難しいものがあったと考えられる。「百次郎殿(元堯)じゃくはい故、何事も本家まかせニ候、扱々致難儀事のみ」と、若輩の藩主を抱え、すべてを本藩に依存せざるを得ない現状を慨嘆せざるを得ないのが現実であったと考えられる。

続いて享保6年2月には、前藩主元次の死去を追うように、新藩主元堯が病気となり、家督相続のお礼を言上して僅か10カ月余り、20歳で死去している。また、その跡を弟である新藩主広

豊（ひろとよ 三次郎）が13歳（届けは17歳）で相続し、本藩主吉元と同道してお目見えを許されている。こうした中で同年春には江戸から忠臣の一人である岡部六七が親の病氣見舞のために帰国し、宍戸亘に面会を求めている。両者は門外の鳥羽屋で会っているが、六七の意見によると、「萩より両付家老被相添在勤候ニ付、御家来中一和不仕、物毎不折合之様追々伝承り氣毒ニ存候」と、還付にあたっては本藩から井原孫左衛門・毛利八郎左衛門の両人が付家老として徳山に派遣され、その存在が藩政の障害になっていることを指摘している。また、かれは隠居している前家老たちを藩政に復帰させるべきだとも主張している。しかし、宍戸は藩主の不幸が重なり、改易の責任を問われて配流された前家老らの子供たちが家老に任命されたばかりといった藩内の事情を説明して、時期が来るまではそれが難しい旨を答えている。当時、藩内には藩主入部までは現体制でいくべきだといった強い意見もあり、いずれにせよ、まだ本藩萩の意向を無視しては藩政の整備が出来ないのが現実であったと考えられる。

しかし、享保6年の夏頃には家中から両付家老の退任、隠居中の前家老たちの復帰を求める声が高まり、風聞によると、藩内が「一和不仕殊之外ざわざと仕たる風俗ニ相見申候」と、騒然とした状況になっている。また、こうした藩内の状況もあってか、当時、井原は江戸勤務であったが、国元の付家老であった毛利八郎左衛門は病気を理由に出仕を遠慮する有り様であった。⁽²⁵⁾

以後、忠臣らに対する援助は、詳しい事情は不明であるが、裏面では密かに行われていたらしい。広豊公の時代に宍戸亘は御居間頭取役であったが、忠臣らの生活が苦しいということもあり、かれらへの援助を検討している。しかし、「萩表へ当り合此度流布も有之候而ハ御為不宜ニ付」と、援助が本藩へ知れることを恐れ、内々で銀子を支給することを決めている。しかし、かれらは本藩への遠慮もあってか、それを受け取らず、そこで宍戸から再度書簡でその旨を強く伝えている。その結果、たとえば、奈古屋は「御家御手切之義願出候ニ付」と、藩から身を引く決意を固めたこともあって一旦は辞退し、後に銀子を宍戸に預けている。また、他の面々に対しても一応の処置がとられている。同時に、再興に尽力した安田三郎四郎・塩屋新兵衛に対しても、これまで祝儀も与えていなかったこともあって紋付き、小袖などを与えている。けれども、これも内々の処置で、本藩の蔵屋敷関係者などへは披露しないようにとある。しかし、「其後ハ宍戸亘よりは文通不仕申候事」と、宍戸と忠臣らとの関係は解消され、これ以降の関係は不明である。

〔V〕 おわりに—残された課題—

以上、徳山藩改易騒動についての考察を試みた。この騒動は個別藩でみられるいわゆる御家騒動とは違って、本藩と支藩とが対立して起こった騒動であった。また、この対立・抗争は、本来であれば公儀による裁決、つまり改易処分によって終局を迎えるべきはずのものであった。しかし、それが一部家臣らによる公儀への再興を求めた訴えの結果、以前に出された裁決

が否定され、藩の再興が認められるといった異例の展開を見せた騒動でもあった。騒動が幕閣をも巻き込んでいるだけに、また、再興運動が農民の動員や幕閣要人への働きかけ、さらには、老中・大目付に対する訴状の提出など、当時にとっては非合法の手段を駆使し、しかも、秘密裡にすすめられ、その目的を達成しているだけに、騒動の具体的経緯や実像を明らかにすることは大変難しい。また、その性格の究明や歴史的な位置づけも容易ではない。以下、今後の研究で残された課題について確認しておくとなれば、とりあえずは以下のことなどが考えられる。

この騒動の発端は、既に指摘したように、萩・徳山両藩に接する万役山の境界線をめぐっての両者の対立であった。しかし、それが騒動にまで発展した背景には、他にも対立の激化を促す多くの要因が指摘され、それに当時者である藩主個人の感情的対立も加わり、それが公儀への訴訟に発展している。その意味では、騒動は起こるべくして起こったといった印象が強いことは否定出来ない。同時に、幕閣の裁決もまた迅速であった。

これに対して一部家臣らによる再興運動は、その指導的立場にあった奈古屋左衛門自身が「改易之出世其例本朝ニ無之」と、はっきりと述べているように、過去にその成功例のないものであった。また、ただ一つ特例があるとすれば、これまたかれ自身が指摘しているように、それは延宝7年から天和元年にかけて起こった越後騒動であった。この騒動では、改易を命ぜられた越後高田藩の松平家が、数年の後に、それも徳川の親族であるといった特殊な立場もあって、再興を認められている。しかし、徳山藩は外様の、しかも萩の支藩に過ぎない。こうした当時の藩のおかれていた現状を考えると、それは極めて厳しい状況の中で画策された運動であった。その意味では、当時において再興運動が成功する可能性は皆無に近いものであったとすら考えられる。

こうした中でかれらのよりどころとなったのは、当時の8代将軍吉宗の政治姿勢であった。奈古屋左衛門らの吉宗にかけられる期待は「正道ニ而姦邪ヲ御嫌、御慈悲深く賄賂一切不相成、是天之徳候時節と被存候」という、当時、享保改革に真正面から取り組んでいる吉宗の政治姿勢そのものであったと考えられる。また、それに賭けた忠臣らによる団結とその行動にはみるべきものが多い。

しかし、再興運動の過程や内容は、特に政治工作が秘密裏にすすめられたこともあって具体的には不明の部分が多い。運動は表面では忠臣らによる公儀への直訴、裏面では紀州藩御用商人である安田三郎四郎を中心に、8代将軍吉宗の側近である有馬・加納及びその周辺への働きかけといった、表裏一体の運動として展開されている。そして、その結果が認められて徳山藩の再興は実現することになった。当時は将軍吉宗による幕政改革の最中であり⁽²⁶⁾、こうした中で内密に徳山藩再興運動の情報を得た将軍及び側近たちが、何故、徳山藩の再興を認めたのか。また、それによってどういった政治的効果をねらったのか、そこに改易処分を実施した前将軍家継及び当時の老中であった阿部豊後守以下の執行部批判の意味が込められていたのか

どうか、あるいは、有力外様大藩である萩毛利の面子を潰すことによって一体、何をねらったのか、さらには、忠臣らによる非合法の運動をどういった意味で肯定したのか。また、その処理にあたっては、15年以前に世間を騒がせた赤穂浪士たちの事件及びそれに対する世論の動向などが果たしてこの場合もその視野の中に入っていたのかどうかなど、この辺の事情については現在のところ全くわからない。再興運動に賭けた忠臣らによる団結と情熱は高く評価出来るとしても、かれらの行動が当時の幕閣にどのように受け止められ、どのように処理されたのかは、また別個の残された研究課題である。なお、現在のところ、将軍吉宗の功績をたたえた文献には、徳山藩再興の事実は欠落しているように思われる⁽²⁷⁾。

次に忠臣らの処遇をめぐる問題であるが、やはりこの改易騒動の基本は、一部忠臣たちによる徳山藩再興運動にあった。その意味で、極めて厳しい状況の中で再興を実現させた奈古屋左衛門らの功績は見逃せないものがある。本来であれば、かれらは当時の噂では「飛騨守（前藩主元次）在世ニ而候へ者、名古屋勤左衛門（左衛門）義被召返過分ニ知行被下、宍戸亘・吉弘嘉右衛門えも御加増被下、御家老ニ被成、其外面々御取立可被成との御事之由承候」と、もし騒動当時の藩主元次が生存しておれば、忠臣たちに対する処遇はそれ相応に十分に考えられたはずであった。しかし、その元次が死去し、また、その後を次いだ元堯も死去し、幼年の藩主がその後を継ぐとあっては、また、かれを補佐して新しく藩政の基盤を整備すべきはずの家老たちが、配流された親たちに代わって本藩の命で新しく家老に就任した経験不足の若い家老たちとあっては、さらには、本藩から二人の付家老が派遣されて藩政を監督するとあっては、しかも、全く財政的基盤が欠如するとあっては、藩政の整備は極めて困難であったと考えられる。現実には、本藩の物心両面での援助がなければ、藩の再発足は不可能であったと考えられる。その意味では、新しく再興された徳山藩は、表立って忠臣らの処遇を論ずることはとても出来ない状況にあったものと考えられる。

こうした中での徳山藩の忠臣らに対する処遇は、内々での対応は実施出来ても、具体的な対応は極めて困難であった。忠臣らがこの自分たちのおかれた現実をどのように受け止めたのか、かれらの気持ちの中に、本藩に対して支藩徳山の主体性の確立を願う気持ちが強いだけに、また、それがかれらの行動を終始支えていたとすれば、本藩の意向に汲々とした藩執行部の在り方は到底容認出来るものではなかったものと考えられる。同時に、藩内の志しのある家臣らにとっても、付家老の存在や藩執行部の本藩の意向に従うその在り方は容認出来るものではなかったと考えられる。そうした思いが付家老排斥、前家老復帰の動きとして表面化したものと考えられる。

しかし、それにしても忠臣らのその後の在り方は、中心人物である奈古屋左衛門は家督を養子に譲って藩と決別し、かれと終始行動をともしして政治工作を担った戸田佐右衛門は「子細有之悪名を取、武功捨り候様相成、気毒存候」と、⁽²⁸⁾その詳しい理由は不明であるが、やはり藩と決別する形となっている。吉弘嘉右衛門は復帰しているが、その他の人々のその後の状況

も不明である。かれらはその必死の働きによって藩の再興といった大きな政治的成果を実現させたものの、かれら自身もまた自らがつくり出した大きな政治の波に呑み込まれ、翻弄されざるを得なかったものと考えられる。そこに忠臣たちの悲劇をみることが出来る。

さらに、この改易騒動を通して徳山藩の領民たちの動向もまた注目される。再興が実現すると、領内町々、村々の領民たちが挙って再興を歓迎し、藩主の参勤を見送っている。そこに藩主と領民とが一体となった姿をみることが出来る。この事実は本藩と支藩との家臣間の対立が、その背後でともに領民をも巻き込む対立でもあったことを示すものとして興味深いものがある。しかし、その内部に立ち入ってみると、その動きは多様であった。本藩支配下に実施された延米返還を求める反領主的な本藩に対する反対の動き、また、理由はいまひとつはっきりしないが、須万村の本藩への嘆願の動き、そして本藩に対する万役山替え地反対闘争と、これまでの本藩の支配に対する不満・不平が、一挙に噴出している事実は見逃せないものがある。と同時に、それが公儀の手前、特に再興を認められた徳山藩の手前、好ましくないといった説得によって鎮静化している事実もまた注目される。同時に、この騒動の背景に、当時、藩の還付に伴う新しい城下町の建設のために、毎日1000人以上の農民たちが動員されていたといった事情や、万役山一件に見られるような境界をめぐる紛争が他にも起こっているといった事情もまた見逃せない。いずれにせよ、この段階における領主と領民との関係如何の究明もまた残された研究課題である。

最後に、小稿では主として江村彦之進校編「徳山藩改易騒動集大成」を利用した。江村彦之進は幕末における新進気鋭の学者であり、尊王攘夷の志士でもあった。⁽²⁹⁾政争に巻き込まれ、33歳の若さで反対派によって暗殺されている。かれがどういった理由で改易騒動に興味を持ち、何のために改易騒動に関する36種のいわゆる実録ものを集めて編集し、自ら「徳山藩改易騒動集大成」と名付けてそれを後世に残したのか。小稿ではとりあえずは、騒動の全体像を掴むために、その内容を時代を追って紹介する方法をとった。今後は、かれの編集に賭けた思いを確認しながら、また、書誌学的検討を重ねながら、騒動の実像にさらに迫ることが次ぎの研究課題だと考えられる。

注

- 1) 拙稿「伯耆国米子藩中村騒動覚書(未発表)」、「肥後 国人吉藩相良清兵衛騒動覚書」(福山大学人間文化学部紀要第1巻) 参照。
- 2) 「徳山市史」上巻。昭和31年刊第2章「徳山藩の改易と再興」(三坂圭治 執筆) 参照。その執筆にあたっては「本 支両藩に関する記述だから慎重を期されて、事前に原稿を地元で一覧してくれ」との依頼があり、神本正律氏が「原稿の内容は、本支両藩の史料を採用されて一方に偏向していない穏当な取り扱い
- 3) 山口県立文書館所蔵、山口県立文書館収蔵文書仮目録10、徳山毛利家文庫仮目録IV 参照、徳臣反義集以下36種類の騒動に関するいわゆる実物ものを集大成している。本来であれば、個々の実録ものに対しての書誌学的検討を加えた上で研究に利用すべきであるが、小稿では、まずは騒動の全体像を掴むために、

周防国徳山藩改易騒動の研究

- 「集大成」そのものをひとつの史料として利用することにした。
- 4) 田中誠二「萩藩の本・支藩関係をめぐって」(山口県地方史研究61号)、「下松市史」通史編265頁以下参照。
 - 5) 金子憲之「徳山藩の成立と本支関係」(山口県地方史研究44号)参照。
 - 6) 神本正律「徳山藩家老神村将監隆忠断絶の始末」(山口県地方史研究17号)参照。
 - 7) 「都濃郡誌」全12頁参照。
 - 8) 小川国治編「山口県の歴史」154頁以下参照。
 - 9) 松原醒堂「徳山藩主伝(二)」(防長史談 大正12年12月号)参照。
 - 10) 「徳山市史」上337頁参照。
 - 11) 「下松市史」通史編341頁以下参照。
 - 12) 徳山市史」上335頁、小川国治「前掲書」160頁参照。
 - 13) 小川国治「徳山藩改易と富海・牟礼両村の小草紛争」(山口県地方史研究76号)参照。
 - 14) 現在、徳山改易騒動の原因となった万役山の地には、地元の徳山地方郷土史研究会によって平成5年9月1日に「史跡萬役山尾崎」と書かれた石碑が建てられている。現地周辺は既に宅地化がすすみ、昔の面影はみられない。
 - 15) 奈古屋左衛門については松軒会「奈古屋左衛門大江里人小伝」、「三百藩家臣人名事典」6 217頁、徳山市立図書館叢書第20集「徳山御還付一件」解説、松原醒堂「前掲論文」など参照。
 - 16) 加納・有馬については「南紀徳川史」巻四十四参照。
 - 17) たとえば運動の資金提供者としては内田信濃守奥方以外に徳山市史上364頁以下参照、また、戸田佐右衛門も国元に帰って同志らと連絡をとり、また、訴状提出に必要な書類を持参している。
 - 18) 「隠秘記」(徳山市立図書館叢書第24集)参照。
 - 19) 安田以外に当時江戸にいたと考えられる石川藤九郎にも内密であったらしい。
 - 20) 訴状については「徳山市史」上354頁以下、前掲「御還付一件」18頁以下、松軒会「前掲書」など参照。
 - 21) 前掲書「御還付一件」30頁参照。
 - 22) 「徳山略記」前編54頁及び替え地反対騒動は62頁以下(徳山市立図書館叢書第22集)、「徳山市史年表」19頁、「下松市史」通史編347頁など参照、ただ、須万村の騒動については不明の部分が多い。
 - 23) 「徳山市史」上370頁以下参照、なお、次ぎの藩主元堯からも、また、藩主広豊からも同様の措置がとられているが、詳しいことはわからない。
 - 24) 財政依存の結果、たとえば、享保15年には藩債銀1600貫余、米2000石とあり、翌年は本藩から札銀800貫目を借用、徳山藩の印を押して「札遣之法」を定め、現金銀の領内通用を禁止するとある(徳山市史年表)21頁参照。
 - 25) 井原・毛利の両付家老は享保8年8月には萩に帰藩したとある(都濃郡誌全)19頁参照。
 - 26) 將軍吉宗の就任が享保元年、翌年、大岡忠相町奉行、3年新金銀通用、4年相对済し令、火消組合、漢訳洋書輸入緩和、5年に目安箱設置、六論衍義刊行、商人・職人株仲間の結成と続く(辻達也「徳川吉宗」巻末年表)参照。
 - 27) たとえば、明君享保録・明君徳光録・明君徳秘録・英明録・仰高録・はつか艸(いずれも内閣文庫所蔵)などにもその記載がない。
 - 28) 「徳山御還付一件」43頁、特に前掲「隠秘録」15頁最後の玉井に関する文章は、この間の事情を示唆するものとして大変興味深いものがある。また、奈古屋左衛門が藩と決別した理由は、かれは藩の再興を神仏に願い、成功した場合は領地の寄進を約束していたが、それが実現出来なかったためと一般には言われている。
 - 29) 近藤清石編纂 御園生翁甫校訂「防長人物誌」162頁以下、「徳山市史」上712頁参照。
- 注記
小稿の執筆及び史料調査では山口県立文書館・同県立図書館、徳山市立図書館に大変、お世話になった。末筆ながら関係者各位に厚くお礼申しあげたい。

吉永 昭

Studies on the Kaieki Sodo in the Tokuyama clan in Suounokuni

—mainly from "Tokuyamahan Kaieki Sodo Shutaisei"—

Akira Yoshinaga

In this paper, the Kaieki Sodo that occurred in Shotoku 5(1715) in Tokuyama clan in Suounokuni was discussed as one of the series of studies on the individual Oie Sodo. Tokuyama clan was in the reign of the lord(Mototsugu MOURI) in those days and held a fief yielding 45,000 koku. There exists only little historical record about this Oie Sodo. Thus the cause of opposition between head clan and branch clan, process and historical character of this Oie Sodo were discussed mainly from a historical novel "Tokuyamahan Kaieski Sodo Shutaissei" edited by Hionoshin EMURA.

[Key word :Oie Sodo, Tokuyama clan]